

## 無機マテリアル学会講演奨励賞規程

### (目的)

第1条 本賞は、本学会学術講演会において優れた講演発表を行った若手会員を表彰するもので、優れた発表を顕彰することにより将来を担う若手会員の研究を奨励し発表内容および発表技術の向上に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本賞は、無機マテリアル学会講演奨励賞（以下、講演奨励賞という。）と称する。

### (表彰の種類)

第3条 講演奨励賞のなかで、特に優れた発表に対しては無機マテリアル学会最優秀講演奨励賞を授与する。

### (講演奨励賞応募資格)

第4条 以下の全ての要件を満たしたものが応募することができる。但し応募者が登壇発表しない場合は選考の対象外とする。

1. 当該学術講演会での成果発表時に、本学会の正会員、学生会員、維持会員および特別維持会員の登録代表者のいずれかであること。
2. 当該学術講演会の発表募集締切日時時点で35歳以下であること。
3. 前年度に講演奨励賞を受賞していないこと。

### (審査)

第5条 審査基準および審査員については別途定める。

### (授与)

第6条 表彰は本学会会長名で行い、受賞者には賞状を授与する。

### (公示)

第7条 学術委員会は、学会誌に受賞者の氏名と所属および演題を公表する。

### 付則

1. 本賞の運営は学術委員会において行う。
2. 本規程の改廃は、学術委員会で審議し、理事会に諮る。
3. 本規程は、平成20年9月19日に制定された。
4. 本規程は、平成21年11月24日に改定された。
5. 本規程は、平成27年3月17日に改定された。

## 無機マテリアル学会講演奨励賞受賞者選考基準

平成 20 年 9 月 17 日制定

平成 21 年 10 月 6 日改定

### (目的)

#### 第 1 条

本選考基準は、無機マテリアル学会学術講演奨励賞規程に基づき、受賞者を選考し表彰するための手続き等を定める。

### (選考)

#### 第 2 条

受賞者の選考は、学術委員会において行う。

審査員は、座長および学術委員会委員（いずれも 36 歳以上とする。）が担当する。

審査員が不足の場合は、学術委員会が別に審査員（36 歳以上とする。）を推薦する。

審査員は、学術委員会委員長が委嘱する。

審査員の所属部署からの発表に対しては、当該審査員自身が審査することはできない。

審査員に対して、報酬、宿泊費および交通費は支給しない。

### (選考の基準)

#### 第 3 条

審査員は、以下の選考基準に従って公平に審査、採点する。

1. 研究に新規性や独創性が認められるか。
2. 目的達成のために適切な手法で研究を進めているか。
3. 実験結果から論理的に結論が導き出されているか。
4. プレゼンテーションが優れているか。

4-1) 発表内容をわかりやすく説明する工夫があるか。

4-2) 質疑に対する応答は適切であるか。

採点は、上記 1 から 4 の四項目について、特に優れている = 5、優れている = 4、普通である = 3、やや劣っている = 2、劣っている = 1 の 5 段階評価で行う。

選考者の評価の平均点は概ね 3 とする。各評価項目の重要度に差はないものとする。

### (選考の方法)

#### 第 4 条

本賞の授与件数は、応募件数の 10～20%程度を目安とする。

学術委員会委員長は、各審査員の採点結果に基づき、その合計得点を参考に、選考対象講演発表件数の比率に応じて受賞者を決定する。

とくに優れた発表には無機マテリアル学会最優秀講演奨励賞を授与することができる。

### (選考基準の改廃)

#### 第 5 条

本選考基準の改廃は、学術委員会において審議・決定する。